装管調第２５５号
２７．１０．１
一部改正　装管調第１７７５８号
令和2年１2月２４日
一部改正　装管調第８７６１号
令和４年５月３０日
一部改正　装管調第１９１８５号
令和５年１１月９日
一部改正　装管調第５７７０号
令和６年３月２９日

調達事業部長
各地方防衛局長　殿

防衛装備庁調達管理部長
（公印省略）

公募又は企画競争により調達を行う場合の細部実施要領について（通知）

標記について、別添のとおり定めたので通知する。

関連文書：公共調達の適正化を図るための措置について（通知）
装管調第１０７号（２７．１０．１）
添付資料：公募又は企画競争により調達を行う場合の細部実施要領
写送付先：東海防衛支局長、宇都宮防衛事務所長、舞鶴防衛事務所長、岐阜防衛事務所長、玉野防衛事務所長
配布区分：調達管理部調達企画課長、調達管理部原価管理官、調達管理部企業調査官

公募又は企画競争により調達を行う場合の細部実施要領

1　目的

この要領は、防衛装備庁において公募又は企画競争を実施するために必要な事項を定め、もって業務の円滑な運営に資することを目的とする。

2　用語の意義

⑴　大臣官房等　大臣官房、防衛省本省の施設等機関、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部及び防衛装備庁をいう。

⑵　担当官　支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官をいう。

⑶　物別官室長　調達事業部需品調達官、調達事業部武器調達官、調達事業部電子音響調達官、調達事業部艦船調達官、調達事業部航空機調達官、調達事業部輸入調達官、調達事業部需品調達官付試作・基盤強化措置室長、調達事業部需品調達官付機械車両室長、調達事業部武器調達官付弾火薬室長、調達事業部電子音響調達官付通信電気室長、調達事業部電子音響調達官付電子計算機室長、調達事業部艦船調達官付誘導武器室長及び調達事業部航空機調達官付航空機部品器材室長をいう。

⑷　公募　担当官が定める契約希望者募集要領により公示をもって広く競争参加者を募ることをいう。

⑸　企画競争　担当官が定める契約希望者募集要領により公示をもって広く企画書等の提出を求め、その内容について審査を行うことをいう。

3　公募又は企画競争の公示

公募又は企画競争の公示は、担当官ごとに行うことを要する。ただし、支出負担行為担当官がその分任支出負担行為担当官に係るものを取りまとめて行っても差し支えない。

4　公募の適用範囲

公募は、担当官が装備品等の調達の履行確保のため、入札に先立って、装備品等の製造等に必要となる技術若しくは設備等の確認をあらかじめ行う必要があると認める場合又は調達要求書等に秘匿すべき非公開情報が含まれている場合において、広く競争参加者を募る必要があると認めるときに適用するものとする。

5　公募に付する事項等

⑴　物別官室長は、公募に付する事項として、公募に付する装備品等の品名及び仕

様書等、周知しておくべき内容を明記するものとする。

⑵　複数の装備品等を一括公募する場合には、必要な要件を省略することなく、一件毎に必要な要件を明記するものとする。

6　契約希望者募集要領の作成

⑴　物別官室長は、競争参加者を公募しようとする場合には、契約希望者募集要領を作成し、次に掲げる事項を記載するものとする。

ア　装備品等の品名及び仕様書等

イ　応募に必要な資格に関する事項

ウ　応募方法に関する事項

エ　応募に必要な提出資料等に関する事項

オ　提出資料の審査等に関する事項

カ　審査結果の通知に関する事項

キ　審査結果の疑義に対する処理に関する事項

ク　再苦情の申立てに関する事項

ケ　提出資料等の取り扱いに関する留意事項

コ　応募者の義務等に関する事項

サ　その他周知しておくべき内容として必要な事項

⑵　前号エ及びオの設定に当たっては、必要に応じて大臣官房等の支援を求めることができる。

⑶　契約希望者募集要領の様式は、別記様式１のとおりとし、必要に応じて変更して使用することができる。

7　応募に必要な資格に関する事項

物別官室長は、応募に必要な資格に関する細部は次に掲げる事項とする。

⑴　予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第７０条及び第７１条に該当しない者であること。

⑵　防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）の関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

⑶　防衛装備庁の入札及び契約心得及び契約条項等を熟知の上、契約を締結することが可能であること。

⑷　大臣官房衛生監、防衛政策局長又は防衛装備庁長官から装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領について（防経装第１０６２２号。２５．８．１）に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

⑸　前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と

契約を行おうとする者でないこと。

⑹　その他必要な事項

8　調達要求前に公募する場合の確認

⑴　物別官室長は、調達要求の受理前に公募を実施する場合には、調達実施計画等により、当該年度に調達が見込まれるものであることを確認するものとする。

⑵　物別官室長は、応募期限を設けずに年度区分を超える公募（以下「通年公募」という。）を行う場合には、各年度開始後、遅滞なく将来の調達予定を有する品目であることを確認の上、公募の更新を行うものとする。

9　審査基準の作成

⑴　物別官室長は、審査基準を作成し、契約希望者募集要領とあわせて担当官の決裁を受けるものとする。

⑵　物別官室長は、提出資料の審査基準の作成に当たっては、必要に応じて大臣官房等の支援を求めることができる。

１０　公募期間

物別官室長は、公募期間の設定に当たり、提出資料の作成に要する期間及び入札予定時期等を考慮し、可能な限り公募期間を確保するものとする。この場合、応募締切日の前日から起算して少なくとも１０日前までに、急を要する場合においても応募締切日の前日から起算して少なくとも５日前までに公募するものとする。

１１　公募の決裁

物別官室長は、公募を行おうとする場合には、第４項から第６項までに定める事項を記載した契約希望者募集要領を作成し、調達管理部調達企画課長の協議を経て担当官の決裁を受けるものとする。

１２　公募の方法

物別官室長は、公募の決裁を受けた場合には、契約希望者募集要領をホームページに掲載するほか、防衛装備庁の掲示板に掲示する方法により公示するものとする。

１３　審査の実施

⑴　物別官室長は、応募者から提出された資料等をあらかじめ作成した審査基準に基づき審査するものとする。

⑵　物別官室長は、応募者から提出された資料等の審査に当たり、必要に応じて業態調査等を実施するものとする。

⑶　物別官室長は、提出資料の審査に当たっては、必要に応じて大臣官房等の支援を求めることができる。

１４　審査結果の決裁及び通知

⑴　物別官室長は、審査結果の通知書を作成の上、担当官の決裁を受けて応募者に通知するものとし、当該通知書には一定期間疑義を受け付けることを記載するものとする。

⑵　審査結果通知書の様式は、別記様式２のとおりとする。

１５　疑義に対する処理

物別官室長は、審査の結果に対し応募者から疑義があった場合には、別記様式３により回答するものとし、疑義に対する処理が完了するまでの間、当該調達案件に対する契約の締結は原則保留するものとする。

ただし、物別官室長が、契約の締結を保留することが自衛隊の運用に著しい支障を及ぼす恐れがあると認めた場合はこの限りでない。

１６　調達伺又は諮問案の作成

⑴　物別官室長は、審査結果について担当官の決裁を受けた場合には、契約事務に関する訓令に係る事務要領について（装管調第２５２号。２７．１０．１）（以下「契約事務要領」という。）第２５条（第４項を除く。）又は第２９条に基づき、業態調査及び公募の結果に基づき、契約方式及び選定しようとする相手方を決定し、調達伺又は諮問案を作成するものとする。

⑵　物別官室長は、公募を実施した案件を指名随契審査会（以下「審査会」という。）の審議に付す場合には、審査会に対して公募の審査結果を説明するものとする。ただし、審査会の席上における諮問事項の説明を省略することができるものについては、この限りでない。

⑶　物別官室長は、契約方式及び選定しようとする相手方を決定した場合には、契約事務要領に基づき、手続を行うものとする。

１７　企画競争の適用範囲

企画競争は、担当官が調達における競争性及び透明性を確保するため、研究開発、調査研究又は装備品等の調達で技術的要素等の評価を行うことが重要であり、財務大臣通知（公共調達の適正化について（財計第２０１７号１８．８．２５））１．（２）②の各項目に規定する区分において、一般競争入札（総合評価方式を含む。）によることが困難とされている場合に該当すると認めるときに適用する。

１８　企画競争実施の手続の準用

物別官室長は、企画競争を実施しようとする場合には、第４項から第１５項までの規定を準用するものとする。

１９　公募又は企画競争において応募者がない場合の措置

⑴　物別官室長は、公募又は企画競争を実施した結果、応募者がなかった場合（審査基準を満足する者がない場合を含む。以下同じ。）には、応募を阻害する要因と考えられるものを是正の上、再度の公募又は企画競争を実施するものとする。

⑵　物別官室長は、再度の公募又は企画競争を実施した結果においても、応募者がなかった場合には、第１５項の規定を準用して、随意契約により契約相手方を選定することができる。

２０　その他

⑴　この要領の施行以前に公募又は企画競争したものは、この要領の定めるところにより行われたものとみなす。

⑵　この改正前の要領に規定する様式は、当分の間、改正後の要領に規定する様式とみなして使用することができる。

２１　委任既定

この通知の実施に関し必要な事項は、調達管理部調達企画課長が定める。

別記様式１
防衛装備庁公示第〇〇〇号
令和〇〇年〇〇月〇〇日

令和〇〇年度「△△△△△」の契約希望者募集要領

△△△△△の契約を希望する者は、下記に基づき応募して下さい。

支出負担行為担当官
防衛装備庁長官
□　□　□　□

記

１　装備品等の品名及び仕様書等
別表のとおり。
２　応募に必要な資格
公募に応募できる者は、次に掲げる事項の全てに該当する者とする。
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」の〇等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
⑶　「入札及び契約心得」（防衛装備庁公示第〇号）及び契約条項等を熟知の上、契約を締結することが可能であること。
⑷　大臣官房衛生監、防衛政策局長又は防衛装備庁長官から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
⑸　前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
⑹　その他必要な事項。
３　応募方法
⑴　応募する者は、別記様式の「契約希望申請書」（以下「申請書」という。）により応募するものとし、併せて次の項目を証明する具体的資料（以下「提出資料」という。）を提出しなければならない。

例

○　資格審査結果通知書

競争参加資格に係る資格審査結果通知書の写し。

○　納入実績等

同一品又は同等品の納入実績、製造及び販売実績を証明する資料。

○　製造計画書

当該装備品の製造計画書（製造態勢を証明できる資料（製造方法、製造工程、製造管理体制、保安体制、下請負等の必要な資料）を含む。）を提出しなければならない。ただし、当該装備品の防衛装備庁又は防衛省装備施設本部若しくは防衛省技術研究本部への納入実績がある場合で、製造態勢に変更が無いと認められた場合は、製造計画書の提出は不要とします。

○　法令に基づく許可等

航空機製造事業法、武器等製造法、火薬類取締法、電波法等の許可書の写し。ただし、許可書の取得に向けて所管官庁と調整中の者は、調整中であることを証明する資料（下請負者を含む。）。

○　秘密保全に関する防衛省の確認

秘密保全に関する防衛省の確認を得た文書の写し

○　技術資料

希望する品目毎に、技術資料（製造態勢を証明できる資料を含む。）を提出しなければならない。ただし、防衛装備庁又は防衛省装備施設本部若しくは防衛省技術研究本部への納入実績がある場合は、技術資料の提出は不要とします。

○　製品見本

希望する品目毎に、製造計画書に記載した製造態勢で、当該品目の仕様書に基づき製造した製品見本（生地見本を含む。）を提出しなければならない。ただし、同様の製造態勢で、防衛装備庁又は防衛省装備施設本部若しくは防衛省技術研究本部との契約に基づき製造したものを納入した実績がある品目については、製品見本の提出は不要とします。

○　企画書

⑵　提出資料　提出期限までに書面により提出（郵送による提出を含む。）すること。

⑶　提出期限　令和○○年○○月○○日　△曜日

⑷　提出時間　土曜日及び日曜日並びに祝日を除く毎日、午前１０時から午後５時まで。ただし正午から午後１時までの間を除く。

⑸　提出先　東京都新宿区市谷本村町５－１

防衛装備庁調達事業部□□調達官（付□□室）調達第第△班

03-3268-3111（内線 *****）

メールアドレス　：**********

4　提出資料の審査等

⑴　資料の提出者は、防衛装備庁の担当者から資料について説明を求められた場合にはその都度、説明しなければならない。また、追加資料等の提出を求められた場合には、正当な理由がある場合を除き、必要な資料等を提出しなければならない。

⑵　資料の提出者は、防衛装備庁の担当者から製造体制等の調査のために工場等（下請負者の工場等を含む。）に係る調査のための協力依頼があった場合には、当該工場等への立ち入りを含め調査に協力しなければならない。

⑶　提出された資料により、品目毎に、契約の円滑な履行能力の有無を審査します。

5　審査結果の通知

⑴　資料を提出した者に対し、指名候補者の資格の有無について審査した結果を通知します。

⑵　指名に当たっては、防衛省所管契約事務取扱細則（平成１８年度防衛庁訓令第１０８号）第１７条及び第１８条の規定を適用します。

6　審査結果の疑義に対する処理

⑴　審査結果に対し疑義がある場合は、支出負担行為担当官に対して、以下により書面をもって説明を求めることがでます。

ア　提出期限　審査結果の通知を受領した日の翌日から起算して５日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和６３年法律第９１号）第１条に規定する行政機関の休日を含まない。以下同じ。

イ　提出場所　３の⑸に同じ。

ウ　その他　書面により提出（郵送による提出を含む。）すること（郵送の場合は当日消印有効。）。

⑵　支出負担行為担当官は、審査結果に対する疑義について説明を求められたときは、前号の最終日の翌日から起算して５日以内（休日を含まない。）に説明を求めた者に対し書面により回答します。

7　再苦情の申立て

⑴　６の⑵の説明に不服のある者は、審査結果の対する疑義に係る書面を受け取った日の翌日から起算して７日以内（休日を含まない。）に、書面により支出負担行為担当官に対して再苦情の申立てを行うことができます。

⑵　支出負担行為担当官は、再苦情の申立てをされたときは、前号の最終日の翌日から起算して７日以内（休日を含まない。）に再苦情の申立てをした者に対して書面により回答します。

8　提出資料等の取り扱いに関する留意事項

⑴　提出資料に虚偽の記載をした者は、当該品目の入札等に参加させることが適当

と認められなかった者とするとともに、防衛装備庁の他の指名競争又は随意契約の相手方としない場合がある。

⑵　提出資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とします。

⑶　提出された提出資料は返却しません。

⑷　提出された提出資料は提出者に無断で他の目的で使用しません。

⑸　原則として提出期限以降における提出資料の差替え及び再提出は認めません。ただし、審査の必要から当該項目に対する補足資料等を求めることがあります。

⑹　提出資料に、自社製作図面以外の図面を使用する場合は、事前に版権等の必要な諸手続を済ませておくとともに、出図元を明記すること。

９　応募者の義務等

⑴　入札参加資格を有すると通知を受けた者は、必ず入札及び商議に参加し、合理的な金額を記載し提出しなければならない。

⑵　応募者で契約相手方とならなかった者は、仕様書等貸与したものすべてを返却しなければならない。

⑶　応募者は、貸出した仕様書の内容で一般に公開されていない情報について、第三者に開示・漏洩してはならない。

１０　その他の注意事項

⑴　現に指名停止を受けている者の下請負（下請負の届出によるものを除く。）については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を大臣官房衛生監、防衛政策局長又は防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。

⑵　別表の品目については、今年度調達基本計画を基に作成しているため、今後必ず調達があることを保証するものではありません。また、今後、追加又は削除を行うことがあります。

別表

装　備　品　の　品　目　等

ＮＯ	品　　目	武等法 許認可	秘密 保全	仕様書の番号
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				

別記様式

契約希望申請書

令和　年　月　日

殿

住　　所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

当社は、防衛装備庁公示第　　号（令和　　年　　月　　日）に基づく、下記の調達品等の品目について、受注態勢が整っておりますので、同公示の記載内容を承諾の上、指名されることを希望いたします。

記

番　号	品　目

添付書類：別紙「提出書類リスト」

別記様式２

○○第　　号
令和　年　月　日

代表者：　　役職及び氏名　　殿

防衛装備庁　（公示者）

令和○○年度○○○○器材の契約希望者募集に関する審査結果について
（通知）

標記について、審査の結果、指名候補者の資格を 有する / 有しない と認めたので通知します。

（資格を有する者の場合に記載）
なお、契約方式については、別途通知します。

（資格を有しない者の場合に記載）
なお、審査結果に対し疑義がある場合は、以下により書面をもって説明を求めることができます。

１　提出期限　当該通知を受領した日の翌日から起算して５日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和６３年法律第９１号）第１条に規定する行政機関の休日を含まない。）

２　提出場所　当該装備品の「契約希望申請書」の提出先

３　その他　　書面を郵送する場合は当日消印有効。

関連文書：防衛装備庁公示第　　号（令和　年　月　日）

別記様式３

○○第　　号
令和　年　月　日

代表者：　　役職及び氏名　　殿

防衛装備庁　（公示者）

令和○○年度○○○○器材の契約希望者募集に関する審査結果の疑義について（回答）

標記について、別添のとおり回答します。

関連文書：防衛装備庁公示第　　号（令和　年　月　日）
別　　紙：審査結果の疑義に対する回答について